



## 令和9年度個人住民税の変更点



市HP

物価上昇による税負担の調整および就業調整対策のため、令和8年度税制改正が行われました。改正は令和8年1月1日から12月31日までの収入を基礎とする令和9年度の個人住民税に適用されます。詳しくは、市HPで確認を。

### 給与所得控除の最低保障額を引き上げます

給与収入が220万円以下の人の最低保障控除額が65万円から74万円に引き上げられます。

### 各種扶養控除などに係る所得要件を引き上げます

所得要件	変更前	変更後
配偶者控除 (同一生計内の配偶者の合計所得金額)	58万円以下	62万円以下
扶養控除 (同一生計内の親族などの合計所得金額)		
ひとり親控除 (同一生計内の子の総所得金額等)		
勤労学生控除 (納税義務者本人の合計所得金額)	85万円以下	89万円以下
家内労働者の特例における必要経費に算入する金額の最低保障額	65万円以下	69万円以下

☎市民税課 74-5429



## 健康保険料・税に関するお知らせ

### 後期高齢者医療保険料などの改定

医療給付費の見込みに基づき、2年ごとに保険料率などの見直しが行われます。また、令和8年度より従来の保険料(医療分)に、子ども・子育て支援金分が追加されます。(表1)

(表1) 令和8年度の保険料率など

	均等割額(年額)	所得割率	限度額(年額)
医療分	5万2531円	10.30%	85万円
子ども分	1330円	0.25%	2万1000円

### 均等割額の軽減基準変更

均等割額が変わります。(表2)

### 国民健康保険税率や軽減判定基準額の改定

国民健康保険の制度を安定的に維持するため、保険税率を改定します。また、均等割額と平等割額に対する5割軽減・2割軽減の判定基準額を引き上げ、対象となる世帯の範囲を拡大します。(表2)

(表2) 後期高齢者医療保険料および国民健康保険税の軽減判定基準額

軽減割合	変更前(令和7年度)	変更後(令和8年度)
7割軽減*1	43万円+10万円×(給与所得者など*2の数-1)以下	
5割軽減	43万円+30万5000円×被保険者数*3+10万円×(給与所得者など*2の数-1)以下	43万円+31万円×被保険者数*3+10万円×(給与所得者など*2の数-1)以下
2割軽減	43万円+56万円×被保険者数*3+10万円×(給与所得者など*2の数-1)以下	43万円+57万円×被保険者数*3+10万円×(給与所得者など*2の数-1)以下

\*1 後期高齢者医療保険料における7割軽減対象者の医療分の軽減割合は、令和8・9年度のみ7.2割軽減になります

\*2 一定の給与収入がある人、公的年金などの支給を受ける人

\*3 国民健康保険は特定同一世帯所属者(国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した人)を含む

### 7月中旬に納税通知書などを発送します

令和8年度の第4期以降分の国民健康保険税(本算定)納税通知書を発送します。後期高齢者医療制度に加入している人には、後期高齢者医療保険料の本算定通知書を発送します※改定内容など詳しくは、本算定通知書に同封するお知らせをご覧ください

☎保険年金課 94-4728(国民健康保険) ☎94-4521(後期高齢者医療)



## 「資格情報のお知らせ」、 「資格確認書(兼高齢受給者証)」を交付します

### 国民健康保険に加入している人

お持ちの資格確認書の有効期限は7月31日までです。7月末までに交付対象者に、「資格確認書(兼高齢受給者証)」を送付します。記載内容を確認の上、8月1日から使用してください。また、有効期限の記載がない「資格情報のお知らせ」を持っている人にも、一部記載内容に変更があるため新しいものを送付します。

### 「資格情報のお知らせ」の交付対象者および交付方法

世帯ごとにまとめて世帯主宛てに送付します。マイナ保険証の利用登録解除を希望する人や、マイナ保険証の利用が困難な要配慮者(高齢者や障がい者など)であることを理由に資格確認書の交付を希望する人は、担当へ連絡を。

対象者 マイナ保険証をお持ちの人

### 「資格確認書(兼高齢受給者証)」の交付対象者および交付方法

世帯ごとにまとめて世帯主宛てに簡易書留で送付します。

対象者 マイナンバーカードまたはマイナ保険証を持っていない人、マイナ保険証の利用登録解除を申請した人、要配慮者として資格確認書交付を申請した人

### 70歳以上の人の負担割合

70歳の誕生日の翌月(1日が誕生日の人は当月)から74歳までの間は、前年の所得に応じて、2割または3割の自己負担割合が適用されます。自己負担割合は「資格情報のお知らせ」、「資格確認書(兼高齢受給者証)」に記載されています。

### マイナ保険証をお持ちの人の被保険者番号の確認方法

7月中に送付する「資格情報のお知らせ」またはマイナポータルで確認することができます。

### 75歳以上の後期高齢者医療制度に加入している人

8月から一部負担金の割合などが変更になる人へ、新しい資格確認書を7月中に簡易書留で送付します。

☎保険年金課 94-4728(国民健康保険) ☎94-4521(後期高齢者医療)



## 在宅障がい者に関する各種手当のお知らせ

在宅の障がい者で常に特別な介護を必要とするなど、障がいの程度により手当を受給できる制度があります。対象者や申請方法など詳しくは、担当へお問い合わせください※所得状況や施設入所、入院状況などによる制限があります

種類	対象者	支給額
福祉手当	4月1日現在市内に居住し、次のいずれかに該当する人①身体障害者手帳1~6級②療育手帳③精神障害者保健福祉手帳1・2級	年額 重度2万5000円、 中度1万7000円、 軽度9000円
特別障害者手当	常時特別な介護を必要とする20歳以上の在宅重度障がい者(条件あり)	月額 3万450円
障害児福祉手当	常時特別な介護を必要とする20歳未満の在宅重度障がい児(条件あり)	月額 1万6560円
神奈川県在宅重度障害者等手当	8月1日現在県内に半年以上居住し、次の2つ以上に該当する人(条件あり)①身体障害者手帳1・2級②療育手帳A1・A2(同等の判定含む)③精神障害者保健福祉手帳1級	年額 6万円
在宅重度障害者介護手当	4月1日現在市内に1年以上居住し、20歳以上65歳未満で、特別障害者手当の受給者、または障害児福祉手当の受給者であったが、特別障害者手当に該当しなかった人(条件あり)	年額 3万円
特別児童扶養手当	次のいずれかに該当する20歳未満の人を養育している父・母、または養育者(条件あり)①身体に重度、中度の障がいがある②日常生活で常時介護を必要とする知的障がいがある③中度以上の精神障がいがある	月額 重度5万8450円、 中度3万8930円

☎障がい福祉課 94-4720

☎こどもみらい課(特別児童扶養手当のみ) 94-4633